

第 1 部

特集

「第 4 次犯罪被害者等  
基本計画の策定」

---

第 1 章	第 4 次犯罪被害者等基本計画の策定経緯	2
第 2 章	第 4 次犯罪被害者等基本計画の概要	8

---

# 特集「第4次犯罪被害者等 基本計画の策定」

犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）において、政府は、犯罪被害者等のための施策（以下「犯罪被害者等施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならないこととされている（基本法第8条第1項）。

これに基づき、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」（同月27日閣議決定。以下「第1次基本計画」という。）が、23年3月に「第

2次犯罪被害者等基本計画」（同月25日閣議決定。以下「第2次基本計画」という。）が、28年4月に「第3次犯罪被害者等基本計画」（同月1日閣議決定。以下「第3次基本計画」という。）が、それぞれ策定された。

第3次基本計画は、その計画期間が令和2年度末までとされていたことから、今般、計画期間を3年4月1日から8年3月31日までの5か年とする「第4次犯罪被害者等基本計画」（3年3月30日閣議決定。以下「第4次基本計画」という。）が策定された。

## 第1章

### 第4次犯罪被害者等基本計画の策定経緯

#### 1 検討の枠組み

基本法において、内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案について閣議の決定を求めなければならないとされており（基本法第8条第3項）、その案の作成については、内閣府に特別の機関として設置されている犯罪被害者等施策推進会議（以下「推進会議」という。）の事務とされている（基本法第24条第2項第1号）。

推進会議の下では、犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討や犯罪被害者等施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行うため、基本計画策定・推進専門委員等会議（以下「専門

委員等会議」という。）を開催することとされている（「基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について」（平成22年2月15日推進会議決定。28年4月1日・令和3年3月30日一部改正））。

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が平成28年4月に施行され、それまで内閣府で担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務は国家公安委員会（警察庁）に移管されており、第4次基本計画は、当該事務の移管後、初めて策定された犯罪被害者等基本計画である。

#### 2 第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する意見・要望の募集

基本法では、犯罪被害者等施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定過程の透明性を確保することとされている（基本法第

23条）。

第4次基本計画の策定に当たっては、令和元年7月29日から8月29日までの間、広く国民から郵送、ファックス又は電子メールで意

見・要望を募集するとともに、同月下旬、犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体を対象とした意見・要望聴取会を開催した。その結果、

148名・75団体から合計で約530項目の意見・要望が寄せられた。

### 3 第3次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価

基本法では、推進会議は、犯罪被害者等施策の実施状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べることとされており（基本法第24条第2項第2号）、また、専門委員等会議は、前記1のとおり、犯罪被害者等施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行うこととされている。

令和2年1月以降、専門委員等会議において検討がなされ、同年10月29日、推進会議において、第3次基本計画の実施状況の評価が決定された。

同評価は、第3次基本計画に掲げられた5つの重点課題（①損害回復・経済的支援等へ

の取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組）の項目ごとに行われ、第3次基本計画の計画期間における取組が評価されるとともに、今後の課題が示された。

具体的には、関係府省庁が横断的かつ総合的な施策を展開し、着実に施策の推進が図られ、一定の成果を挙げたものと評価する一方、犯罪被害者等への中長期的な支援を含めた更なる取組や潜在化しやすい被害者に対する支援等を検討していく必要性が今後の課題として示された。

#### トピックス

#### 第3次基本計画における取組

第3次基本計画においては、5つの重点課題（①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組）を掲げ、計261の具体的施策（再掲を含む。）を策定し、関係機関において各種取組が進められた。

以下、同計画における取組の一部を紹介する。

具体的施策	担当府省庁	取組の内容
1 損害回復・経済的支援等への取組		
犯罪被害給付制度に関する検討	警察庁	警察庁において、平成29年7月に「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」が取りまとめた提言の内容を踏まえ、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付の柔軟化、遺児への手厚い支援及び親族間犯罪被害に係る支給基準の抜本的見直しを内容とする犯罪被害給付制度の改正を行い、30年4月に施行された。
カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減	警察庁	警察庁において、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう都道府県警察を指導し、令和2年4月現在で44の都道府県において部内カウンセラーが配置された。また、平成28年度から、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担制度に要する経費について予算措置を講じており、30年7月までに、全ての都道府県警察において制度が整備された。

具体的施策	担当府省庁	取組の内容
地方公共団体による見舞金制度等の導入促進	警察庁	地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等において、犯罪被害者等に対する見舞金制度や生活資金の貸付制度の導入を要請した。令和3年4月現在、8都県、9政令指定都市、377市区町村において犯罪被害者等に対する見舞金制度を導入しており、3県、10市区町において生活資金の貸付制度を導入している。
海外での犯罪被害者に対する経済的支援	警察庁 外務省	警察庁において、平成28年11月に施行された国外犯罪被害者等に対する見舞金等の支給に関する法律に基づき、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する国外犯罪被害者の第一順位遺族に国外犯罪被害者等見舞金を、同犯罪行為により障害等級第1級相当の障害が残った国外犯罪被害者に国外犯罪被害者等見舞金を、それぞれ支給する制度の運用を開始した。
公営住宅への優先入居等	国土交通省	地方公共団体に対し、平成16年から17年までにかけて、配偶者等からの暴力事案の被害者をはじめとする犯罪被害者等を対象とした公営住宅への優先入居や目的外使用等について配慮を依頼する通知を、23年度には公営住宅への優先入居等の手続の簡素化に関する通知を、それぞれ発出した。また、29年度には、28年12月に成立したストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえ、改めて通知を発出した。
被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省	平成28年度から、一時保護所が満床でなくても婦人相談所による一時保護委託が可能となる対象として、ストーカー事案や性犯罪・性暴力の被害女性を追加した。また、令和元年度からは、それまで定員を超えた場合にのみ一時保護委託を可能としていた対象者についても、保護が必要な犯罪被害女性等の意向や状態及び状況等を踏まえた一時保護委託が可能となるよう制度の運用を変更した。
	警察庁	地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、居住場所の確保や被害直後からの生活支援に対する取組がなされるよう要請した。令和3年4月現在、65都道府県・政令指定都市、428市区町村において、犯罪被害者等に対する公営住宅等への優先入居等への配慮がなされている。
<b>2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組</b>		
「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等	厚生労働省	医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に「PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修事業（犯罪・性犯罪被害者コース）」を実施し、性犯罪被害者を含む犯罪被害者等が抱えるPTSDに対して適切な治療やケア等を行うことができる人材を養成するとともに、地方公共団体に研修受講者名簿を送付するなど、相談体制の充実を図った。
犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進	文部科学省 厚生労働省	文部科学省において、医学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的診療能力を学修目標として提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を策定し、PTSDについては、学生が複眼的に学修できるように、不安障害群や心的外傷及びストレス関連障害群として整理した。また、全国医学部長病院長会議における総会をはじめとした医学部関係者が参加する各種会議において、同カリキュラム及び第3次基本計画の内容を紹介し、各大学におけるPTSD等の精神的被害に関する教育の充実に向けた取組を要請した。
被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	文部科学省	スクールカウンセラーの学校等への配置及び緊急支援のための派遣に対して補助を実施しており、令和2年度は、全ての公立小・中学校約2万7,500校へのスクールカウンセラーの配置に係る経費を予算措置した。また、スクールソーシャルワーカーの教育機関等への配置に対しては補助を実施しており、同年度は、全ての中学校区（約1万中学校区）へのスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を予算措置した。
ワンストップ支援センターの設置促進	内閣府 警察庁 厚生労働省	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置について、令和2年までに全ての都道府県に設置するとの目標を掲げていたところ、前倒して、平成30年10月に全ての都道府県に設置を完了した。
児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	警察庁 文部科学省 厚生労働省	平成29年6月に成立し、30年4月に施行された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律により、虐待を受けている子供等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとされるなど、司法の関与が強化された。また、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（同年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、児童相談所の児童福祉司の増員を行うとともに、子ども家庭総合支援拠点を全ての市区町村に設置するなど、児童相談所及び市区町村の体制と専門性を強化した。このほか、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」について、音声ガイダンスの短縮、携帯電話等からの着信を対象としたコールセンター方式の導入及び通話料の無料化を実施した。
<b>3 刑事手続への関与と拡充への取組</b>		
更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会の開催	法務省	令和元年度に、更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会を開催した。同検討会が取りまとめた報告書においては、犯罪被害者等の思いに応える更生保護を実現するため、「犯罪被害者等によるアクセスの向上」、「犯罪被害者等の思いに応える制度運用の実現」及び「犯罪被害者等施策を適切に実施するための体制の整備」について提言がなされた。
最高検察庁刑事政策推進室の発足	法務省	平成28年6月、最高検察庁において、犯罪被害者等からの希望を酌み取り、各地の犯罪被害者等の保護・支援のための取組を支援するとともに、児童虐待防止対策や再犯防止対策等を推進するため、刑事政策推進室を発足させた。

具体的施策	担当府省庁	取組の内容
<b>4 支援等のための体制整備への取組</b>		
地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進	警察庁	犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口が、平成31年4月までに全ての市区町村に設置された。
地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進	警察庁	令和3年4月現在、64都道府県・政令指定都市、711市区町村において、犯罪被害者等に関する条例又は計画・指針が制定又は策定されている。
性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	警察庁	平成29年8月、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を導入した。令和元年度からは、全国で24時間運用及び無料化を実施した。
犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討	警察庁	平成29年1月に「犯罪被害者等施策に関する世論調査」を、30年1月に「犯罪被害類型別調査」を、それぞれ実施した。
<b>5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組</b>		
学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	文部科学省	平成30年度から小学校で、令和元年度から中学校で、それぞれ「特別の教科 道徳」が全面実施されたことを踏まえ、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような指導の充実を図った。
「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール等の開催	警察庁	警察においては、平成20年度から、中学生・高校生を対象として、犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、23年度から、同教室の受講生を対象とした作文コンクールを開催してきたところ、令和元年度からは、全国の中学生・高校生を対象として、命の大切さに関する自らの考えや意見等に関する作文を募る「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」を開催した。

## 4 第4次犯罪被害者等基本計画策定までの検討経過

第3次基本計画の見直しについて寄せられた意見・要望及び第3次基本計画の実施状況の評価等を踏まえ、第4次基本計画の策定に向けて検討すべき論点が抽出され、令和2年1月以降、おおむね毎月1回の頻度で専門委員等会議における検討が行われた。

なお、同年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、同年4月から7月初めにかけて開催した会議については書面開催、8月以降に開催した会議についてはウェブ開催等とするなど、感染防止に配慮した形態で会議を開催し、検討が進められた。

同年9月17日に開催された専門委員等会議において、第4次基本計画案の骨子案が取りまとめられ、同年10月29日に開催された推進

会議において第4次基本計画案の骨子が決定された。

同骨子について、同年11月2日から24日までの間、国民からの意見募集（パブリックコメント）が実施され、41個人及び12団体から合計で330件の意見が寄せられた。そして、同年12月24日及び3年1月28日に開催された専門委員等会議において、これらの意見等を踏まえ、骨子に盛り込まれた具体的施策の修正等が行われ、第4次基本計画案が取りまとめられた。

その後、同年3月30日に開催された推進会議において第4次基本計画案が決定され、同日の閣議において、第4次基本計画が決定された。

図1 第4次基本計画の策定に向けた検討体制



図2 犯罪被害者等施策推進会議の開催状況



図3 基本計画策定・推進専門委員等会議の開催状況



図4 犯罪被害者等施策推進会議委員及び専門委員

令和3年3月現在

犯罪被害者等施策推進会議		基本計画策定・推進専門委員等会議	
会長	役職名	専門委員	役職名
菅義偉	内閣総理大臣	警察庁	長官官房審議官 (犯罪被害者等施策担当)
委員	役職名	内閣府	大臣官房審議官 (男女共同参画局担当)
		総務省	大臣官房総括審議官
		法務省	大臣官房政策立案総括審議官
		文部科学省	大臣官房総括審議官
		厚生労働省	政策統括官 (総合政策担当)
		国土交通省	総合政策局次長
		赤羽一嘉	国土交通大臣
有識者	役職名	飛鳥井 望	医療法人社団青山会 青木病院院長
		伊藤 富士江	上智大学総合人間科学部 社会福祉学科 客員研究員・元教授
		菊池 馨実	早稲田大学 法学学術院教授
		小木曾 綾	中央大学大学院 法学研究科教授
		川出 敏裕	東京大学大学院 法学政治学研究所教授
		武 りり子	犯罪被害者遺族
		加藤 裕司	犯罪被害者遺族

図5 第4次基本計画策定までの検討経過

令和元年	
7月29日～8月29日	国民からの意見・要望の募集
8月下旬	犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体を対象とした意見・要望聴取会の開催
令和2年	
1月30日	第29回専門委員等会議 ・第3次基本計画の評価について ・第3次基本計画の見直しにおける論点について
2月20日	第30回専門委員等会議 ・論点についての検討① 地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進 犯罪被害給付制度の運用状況
4月13日～5月12日	第31回専門委員等会議（書面開催） ・論点についての検討② 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援 被害者支援連絡協議会の活用 無差別殺傷事件等被害者多数の事案発生時の犯罪被害者支援の在り方
5月1日～5月27日	第32回専門委員等会議（書面開催） ・論点についての検討③ 被害者等の視点を踏まえた加害者処遇の充実 民間団体の活動促進
6月5日～7月1日	第33回専門委員等会議（書面開催） ・第4次基本計画案・骨子（案）の検討 意見・要望の整理において「担当府省庁において検討し、担当府省庁から計画案文の提出を求めるもの」とされたものへの対応の検討
7月20日	第34回専門委員等会議 ・意見・要望の整理において「論点として取り上げるもの」とされたものへの対応の検討
8月20日	第35回専門委員等会議（ウェブ及び書面開催） ・第5次男女共同参画基本計画案及び同計画案の検討結果を踏まえることとされた意見・要望への対応の検討 ・第3次基本計画の実施状況の評価案の検討
9月17日	第36回専門委員等会議（ウェブ及び書面開催） ・第3次基本計画の実施状況の評価案の決定 ・第4次基本計画案・骨子（案）の取りまとめ
10月29日	第14回推進会議（持ち回り開催） ・第3次基本計画の実施状況の評価の決定 ・第4次基本計画案・骨子の決定
11月2日～11月24日	第4次基本計画案・骨子に対するパブリックコメント
12月24日	第37回専門委員等会議（ウェブ及び書面開催） ・第4次基本計画案・骨子に対するパブリックコメントの結果を踏まえた検討
令和3年	
1月28日	第38回専門委員等会議（ウェブ及び書面開催） ・第4次基本計画案の検討・取りまとめ
3月30日	第15回推進会議 ・第4次基本計画案の決定
	第4次基本計画の閣議決定